

No.	資産名称	事項	詳細	担当課	対応状況【措置通知年月日：平成31年4月26日】
1	久松宅地1	指摘事項	当該土地のうち、丸山町292の土地については、鳥取市名義の土地ではなく、個人名義の土地となっている。当該個人名義の土地について、鳥取市が所有者だとわかる資料はなく、普通財産として固定資産台帳に計上すべきものではないため、固定資産台帳から削除する必要がある。	財産経営課	【完了】 ご指摘のとおり丸山町292の土地は、個人名義の土地でした。（課税台帳による確認。現況確認の結果、広場利用であるため非課税の土地） これを受け、固定資産台帳から削除いたしました。（H31年3月） 当該広場は、民有地と公有地がありますが、固定資産台帳の作成時に一体的に処理してしまったものと考えられます。今後こうした不備が起こらないよう複数の者でチェックを行うことなど指導します。
8	旧大正保育園	意見	現地確認を行った際に、旧保育園の園庭に使われなくなり老朽化した遊具がそのまま置かれていた。安全管理の面からは、遊具を解体撤去するか、旧保育園の土地に自由に出入りできないようにするなどの対応を行うことが望ましい。	こども家庭課	【完了】 3月22日まで小学校改修工事の現場事務所として使用し、使用が無い時はゲートを施錠していただきました。現在は、小学校に近いこともあり、安全確保の観点からゲートを施錠し、侵入できないようにしています。立ち入り禁止としていることから、遊具については現状のままとしています。
12	馬場農機具保管庫	意見	当該土地及び建物については、農業振興課の施設担当が別の施設と間違えていたため、未利用不動産リストに掲載されてしまったものである。実際は利用中の施設であり、利用中の施設が未利用不動産リストに掲載されないことがないように不動産の現状把握を適正に行う必要がある。	農政企画課	【完了】 本施設含む複数の周辺施設について再確認・現状把握を行いました。 今回は、人的な間違いにより未利用施設としてリストに掲載してしまいました。今後は、所管する土地や建物等の現状を年に数回確認することとします。
13	上味野の土地	指摘事項	当該土地については、普通財産として固定資産台帳に登録されているが、そもそも水道用地として利用されている。水道用地は、鳥取市水道事業会計で管理する固定資産台帳で管理されており、上記の一般会計の固定資産台帳に計上すべきものではないため、固定資産台帳から削除する必要がある。	財産経営課	【完了】 水道局に確認したところ、水道局の資産台帳に掲載されている水道局所有の土地でした。現地確認でも明らかに水道用地であることから、固定資産台帳から削除しました。 所有を市から水道局に移管した際に市の資産台帳から削除しておらず、固定資産台帳の作成時にも十分に確認できなかったことが理由と考えられます。今後こうした不備が起こらないよう複数の者でチェックを行うことなど注意します。
16	中ノ郷宅地3 中ノ郷砂浜1	意見	当該土地に置いてある砂は、㊦国からもらい受けた駈馳山バイパスの残土、㊧砂の美術館整備の残土、㊨購入した砂となっている。いずれも市の財産であり、砂の美術館が利用するために置いているため、砂置き場の部分の土地は未利用でない。当該土地を長期間にわたり継続して利用する場合には、行政財産として区分すべきである。	財産経営課	【完了】 砂の美術館で使用される砂の置き場であることから、ご指摘のとおり公用で使用する砂の置き場として行政財産に区分を変更しました。
22	倉田 雑種地2	指摘事項	人権推進課の職員の同行による現地確認の際には、未利用であるとの説明を受けた。ところが、後日、当該土地は公益財団法人鳥取市公園・スポーツ施設協会に資材及び刈草置場として貸付をしているとの説明を受けた。その契約期間は平成29年4月1日から平成31年3月31日で、貸付料は年間121,539円であった。 固定資産台帳では人権推進課の所管になっているが、実際には財産経営課が公益財団法人鳥取市公園・スポーツ施設協会に貸付を行っており、所管を人権推進課から財産経営課へ変更する必要がある。	財産経営課	【完了】 ご指摘のとおり実態に合わせて、所管を人権推進課から財産経営課に変更しました。（平成31年3月） 財産経営課と人権推進課の情報連携が不足していたために生じた不備であり、今後は庁内における情報共有を図っていきます。

No.	資産名称	事項	詳細	担当課	対応状況【措置通知年月日：平成31年4月26日】
24	河原町谷一木の土地	指摘事項	当該土地については、現状、普通財産として区分されているが、多目的広場として利用されており、また避難場所となっていることから、行政目的として使用されている。そのため、当該土地は行政財産として区分すべきである。	河原町総合支所地域振興課および財産経営課	【完了】 当該土地は、避難場所を兼ねた公共の多目的広場であることから、ご指摘のとおり行政財産に区分を変更しました。
25	西郷地区公民館(旧)	指摘事項	豆腐加工施設の利用者との貸付契約が締結されていないため、早急に建物の貸付契約を締結する必要がある。	協働推進課	【完了】 今回の監査結果を受け、豆腐加工施設を所有するJA鳥取いなばと貸付契約を締結しました。(平成31年3月)
26	用瀬町川中の土地	指摘事項	当該土地は、平成8年12月に旧用瀬町から個人に売却されていたにもかかわらず、個人名義の土地が市の固定資産台帳に計上されており、市の固定資産管理がずさんであると言わざるを得ない。したがって、固定資産台帳から削除する必要がある。	用瀬町総合支所地域振興課および財産経営課	【完了】 監査結果を受け、調査した結果、市町村合併前の用瀬町が所有権移転の処理を行っておらず課税がされていないことが判明しました。 これを受け、固定資産台帳から削除しました。(平成31年3月) 現在、鳥取市では土地の売却にあたっては、所管課が起案し、財産経営課が合議する形としており、今回のような不備はないと考えていますが、仮に同様の案件が発見された際は、適切に対応していきます。
		指摘事項	当該土地は、平成8年12月に売却後も、約21年間にわたり、市は固定資産税の徴収を行っていなかったことになる。市は、土地の所有者から固定資産税の未徴収分の徴収を行う必要がある。	用瀬町総合支所地域振興課および財産経営課	【完了】 当該土地の所有者に経過等の説明を行い、固定資産税を遡って支払う旨の了解をいただきました。 固定資産税を遡って賦課することができる期間は、地方税法第17条の5第5項に基づき5年(平成26～30年度)が上限であり、平成31年3月末までに5年分の納付をいただきました。
27	ふたば保育園	指摘事項	当該建物の一部は、五しの里さじ地域協議会が倉庫として使用しているが、建物の貸付契約が締結されていないため、早急に建物の貸付契約を締結する必要がある。また、年に数回、園庭でイベントを開催するとのことであるが、その開催ごとに使用許可等の文書を残す必要がある。	こども家庭課	【完了】 監査結果を受け、現況を再度調査したところ、五しの里さじ地域協議会の倉庫利用は平成30年12月末で退去し現在は使用していないことを確認しました。 今後、建物利用の希望があった場合には、事前に貸付契約を締結する等、適切に管理します。 また、園庭利用については、その開催毎に貸付契約を締結します。

No.	資産名称	事項	詳細	担当課	対応状況【措置通知年月日：平成31年4月26日】
28	公共用地64(R482歩道事業)(佐治町古市の土地)	意見	当該土地は、当初未利用不動産として報告を受けたが、実際は、ダイヘン産業株式会社へ緑地として貸付されており、未利用ではない。市は土地の現状を正しく把握して、適正な管理を行う必要がある。	佐治町総合支所地域振興課 および財産経営課	【完了】 当該土地については、令和2年3月末までダイヘン産業株式会社と貸付契約を締結しており、貸付料を徴収しています。(ダイヘン産業株式会社が工場内緑地として使用) 貸付の実態について、庁内で情報を共有するとともに、所管課は年に数回は利用状況を確認することを徹底し、再発の防止に取り組みます。
31	公共用地(旧刈地橋)8~13	指摘事項	当該土地の一部が市の発注工事の残土置き場となっていた。残土を置いている業者と貸付契約が締結されていないため、早急に貸付契約を締結する必要がある。	佐治町総合支所地域振興課 および財産経営課	【完了】 監査結果を受け、再度調査したところ、市が残土を置いていることが判明しました。(佐治町総合支所産業建設課が所管し、工事の際に利用) 実態として公用として利用していることから、行政財産に区分を変更しました。 利活用の実態について、庁内で情報を共有するとともに、所管課は年に数回利用状況を確認することを徹底し、再発の防止に取り組みます。
32	公共用地14(佐治町加茂)	指摘事項	当該土地について、事前には何ら説明を受けなかったが、佐治町総合支所地域振興課の職員同行による現地確認の結果、当該土地には特定の住民の資材が無断で置かれていることが確認された。国道沿いのよく見える場所であるにもかかわらず、佐治町総合支所地域振興課は資材の存在を把握しておらず、現地確認の際に初めて気が付いたようである。市は、市有不動産を特定の者のみが利益を享受することがないよう、普段から市の土地に関し、現状を把握し、適正な管理を行う必要がある。なお、早急に資材を撤去させるべきである。	佐治町総合支所地域振興課 および財産経営課	【完了】 監査結果を受け、早急に利用者(住民)と協議したところ、継続しての利用を希望されたことから、有償貸付契約を締結しました。 また、今回の指摘を受け、担当者の財産管理に対する意識を高めるための研修を開催することとしました。(令和元年5月に開催予定) その際に、所管する土地や建物等の現状を年に数回は確認することを指導し、市民の財産が不適切に使用されないように指導していきます。
33	公共用地39(日ノ丸バス置場上手)(佐治町加茂)	指摘事項	佐治町総合支所地域振興課の職員同行による現地確認の際に、当該土地に所在する建物は、土地を含め隣接している住民の倉庫だと説明を受けた。しかし、その後、倉庫の土地・建物も市の不動産であり、建物は株式会社さじ式拾壹に倉庫として貸付していることが分かった。市は、普段から市の不動産に関し、現状を把握し、適正な管理を行う必要がある。	佐治町総合支所地域振興課 および財産経営課	【完了】 当該建物については、隣接する鳥取市植物園を管理している株式会社さじ式拾壹に対して、植物園管理に必要な資材置き場として使用を認めているものです。 施設の利用実態について、庁内で情報を共有するとともに、所管課は年に数回は利用状況を確認することを徹底し、再発の防止に取り組みます。
34	ふれあいと創造の丘用地	指摘事項	当該土地については、現状、行政財産として区分されているが、取得してから行政目的として使用されておらず、今後も行政目的で使用する予定もない。そのため、当該土地は普通財産として区分すべきである。	財産経営課	【完了】 当該土地は、市町村合併前の旧気高町がふれあいと創造の丘構想を作成し、土地を購入しましたが、財政状況等から事業化されなかったものです。 今後も事業化の予定はないため、監査結果を受け、普通財産に変更しました。(平成31年3月)

No.	資産名称	事項	詳細	担当課	対応状況【措置通知年月日：平成31年4月26日】
37	ペンション緑地（鹿野町今市）	指摘事項	当該土地については、現状、普通財産として区分されているが、緑地として管理されており、行政目的で使用されている。そのため、当該土地は行政財産として区分すべきである。	鹿野町総合支所地域振興課 および財産経営課	【完了】 監査結果を受け、再度調査した結果、当該土地（緑地）は、開発行為（宅地造成等）を行う際に設ける必要があるものでした。（開発行為面積の3%を公園、緑地又は広場とする。） そのため、平成31年3月に普通財産から行政財産に変更しました。今後は、緑地帯として適切に管理していきます。
		指摘事項	鹿野町総合支所地域振興課の職員同行による現地確認の結果、当該土地の一部に売土地看板が放置されていた（下記写真）。売土地看板が放置されていた経緯を所管課に調査してもらったところ、平成26年頃に一度売りに出し、後から公共空地であることが判明し、売却を取りやめたことがあり、その時に使用していた売土地看板が放置されたままになっていたとのことである。公共空地であることが判明し、売却を取りやめた時点で、売土地看板を撤去する必要があると考えた。 また、売土地看板が放置されていた土地の辺りには、車両が置かれていたような形跡が現地確認の際に見られたため、緑地として管理し、車両が無断で駐車できないようにする必要がある。	鹿野町総合支所地域振興課 および財産経営課	【完了】 監査結果を受け、古い看板は撤去しました。（平成31年3月） その後、新しい看板を設置し、無断で車両が侵入又は駐車をしないよう注意喚起しています。今後は、公共空地として適切に管理していきます。
38	青谷保育所跡地（防災広場）	指摘事項	青谷町総合支所地域振興課の職員同行による現地確認の結果、当該土地の一部に民間車両が1台駐車されていた（下記写真）。現地は、指定緊急避難場所として指定されており、非常時に避難場所となる防災広場である。駐車禁止の看板が設置されているが、民間車両の駐車が容易に行うことができる状況となっている。看板を設置する以外に、定期的に現地確認を行うなどして、無許可による駐車が行われないう、再発防止に努められたい。	青谷町総合支所地域振興課 および財産経営課	【完了】 当該車両について「市有地であり、無断駐車しない」旨のチラシをワイパーに挟み込みました。（平成31年2月） その後も駐車が継続しており、3月1日に「3月11日に出入口を封鎖する」旨を出入口に表示及び各車に再配布し、3月11日には出入口にバリケードを設置するとともに、放置自動車撤去警告書をワイパーに挟む等の対応をしました。 その後、放置自動車が撤去されたことが確認され、現在は車両が侵入できないようにバリケードを常設しています。今後は年に数回現地確認を行い、適切な管理を行っていきます。
		指摘事項	当該土地については、現状、普通財産として区分されているが、指定緊急避難場所「前町防災広場」として利用されていることから、行政目的として使用されている。そのため、当該土地は行政財産として区分すべきである。	青谷町総合支所地域振興課 および財産経営課	【完了】 当該土地は、避難場所を兼ねた公共の広場であることから、ご指摘のとおり普通財産から行政財産に変更しました。（平成31年3月）
39	青谷町奥崎の土地	指摘事項	当該土地については、現状、普通財産として区分されているが、日置谷地区公民館の周辺の土地であり、日置谷地区公民館と一体利用されており、行政目的で使用されている。そのため、当該土地は行政財産として区分すべきである。	青谷町総合支所地域振興課 および財産経営課	【完了】 当該土地は、公民館用地の一部として公共的に利用されていることから、ご指摘のとおり普通財産から行政財産に変更しました。（平成31年3月） なお、当該土地を含む一体の広場には旧日置谷地区公民館が残っています。この建物は解体予定（令和2年度中）であり、解体後に生じる土地を含めて一体的な利活用について柔軟に検討していきたいと考えています。

No.	資産名称	事項	詳細	担当課	対応状況【措置通知年月日：平成31年4月26日】
40	青谷町北河原の土地	指摘事項	青谷町総合支所地域振興課の職員同行による現地確認の結果、当該土地の一部に民間車両が複数台駐車されていた（下記写真）。現地は、フェンス等がなく、また、市有地である旨の表示がないことなどから、民間車両の駐車が容易に行うことができる状況となっている。看板などにより市有地である旨の表示を行い、併せて定期的に現地確認を行うなどして、再発防止に努められたい。	青谷町総合支所地域振興課 および財産経営課	【完了】 監査結果を受け、平成30年度中に3回にわたり現地確認を行った際は、駐車車両は確認されませんでした。（平成31年4月8日に再度、財産経営課と青谷町総合支所が合同で現地確認をしましたが、駐車車両はありませんでした。） 再発を防ぐために市有地であることを示す看板を設置しました。（平成31年3月） 併せて、年に数回現地確認を行っていきます。
41	青谷町青谷の土地	指摘事項	当該土地については、現状、普通財産として区分されているが、公園として利用されており、行政目的で使用されている。そのため、当該土地は行政財産として区分すべきである。	青谷町総合支所地域振興課 および財産経営課	【完了】 当該土地は、避難場所を兼ねた公共の広場であることから、ご指摘のとおり普通財産から行政財産に変更しました。（平成31年3月） 今後は公園として適切に管理していきます。
42	旧勝部公民館（勝部多目的センター）、 紙屋駐在所用地	指摘事項	青谷町総合支所地域振興課の職員同行による現地確認の結果、当該土地の一部に民間車両が2台駐車されていた（下記写真）。現地は、フェンス等がなく、また、市有地である旨の表示がないことなどから、民間車両の駐車が容易に行うことができる状況となっている。看板などにより市有地である旨の表示を行い、併せて定期的に現地確認を行うなどして、再発防止に努められたい。	協働推進課および青谷町総合支所地域振興課	【完了】 民間車両所有者の特定を行い、協議の結果、平成31年2月1日付で行政財産使用許可を行い、使用料を徴収しました。 今後、年に数回は現地確認を行うこととし、再発防止に取り組みます。
		指摘事項	当該土地及び建物の登記事項証明書を確認したところ、現在更地となっている土地に所有者が「保証責任勝部信用購買販売利用組合」の建物2棟が登記されている。上記建物は解体され、現在では存在しないことから、建物の滅失登記を行う必要がある。	協働推進課および青谷町総合支所地域振興課	【完了】 監査結果を受け、平成31年3月1日付けで滅失登記を完了しました。 今後、同様の不備が無いよう現状の把握を行っていきます。